

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令案の整備等に関する政令

新旧対照条文

目 次

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）・・・・・・・・・・ 1

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十
二年政令第二百九十一号）・・ 3

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「<u>各省各庁</u>」又は「<u>各省各庁の長</u>」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「<u>各省各庁</u>」又は「<u>各省各庁の長</u>」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則<u>第十六条</u>の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二十条の二第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第</p>

二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十九条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十四条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十四条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十九条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十四条において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十七条第一号に規定する特定債務保証対象施設を整備する事業</p> <p>七 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）第二条第四項に規定する中核的施設を整備する事業で同法第七条第一項の同意を得た同項に規定する整備計画（同条第四項において準用する同条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に基づいて行われるもの</p> <p>八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一〜五 （同上）</p> <p>六 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項に規定する高度通信施設（同法第六条第二号イに掲げる施設その他の財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業又は同法第一条第五項に規定する高度有線テレビジョン放送施設（同法第六条第二号ロに掲げる施設その他の財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で、同法第五条第三項に規定する認定計画に基づいて行われるもの</p> <p>七 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十七条第一号に規定する特定債務保証対象施設を整備する事業</p> <p>八 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）第二条第四項に規定する中核的施設を整備する事業で同法第七条第一項の同意を得た同項に規定する整備計画（同条第四項において準用する同条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に基づいて行われるもの</p> <p>九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年</p>

法律第九十一号) 第二条第十七号に規定する特別特定建築物に係る同条第十八号に規定する建築物特定施設を整備する事業で同法第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に基づいて行われるもの

九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業として行われる同号に規定する関連公益的施設(財務大臣の定める基準に適合するものに限る。)を整備する事業で同法第百一条の八に規定する認定計画に基づいて行われるもの

十 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業(同条第二項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。)で同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて行われるもの

十一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第二条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設(財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。)の整備を行う事業で、同法第五条第三項に規定する認定計画に基づいて行われるもの

法律第九十一号) 第二条第十七号に規定する特別特定建築物に係る同条第十八号に規定する建築物特定施設を整備する事業で同法第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に基づいて行われるもの

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業として行われる同号に規定する関連公益的施設(財務大臣の定める基準に適合するものに限る。)を整備する事業で同法第百一条の八に規定する認定計画に基づいて行われるもの

十一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業(同条第二項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。)で同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて行われるもの

十二 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第二条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設(財務大臣の定める施設を含むもので財務大臣の定める基準に適合するものに限る。)の整備を行う事業で、同法第五条第三項に規定する認定計画に基づいて行われるもの